

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

人事異動 ○ 三重県総合博物館協議会委員の任免について 社会教育・文化財保護課 1 頁

人 事 異 動

博物館法（昭和26年法律第285号）第21条及び三重県総合博物館条例（平成25年三重県条例第64号）第15条第2項の規定により、次のとおり三重県総合博物館協議会委員を解任及び任命します。

平成27年7月7日

三重県教育委員会

1 解任する委員の氏名

森田 正美
末次 秀行

2 解任日 平成27年7月6日

3 任命する委員の氏名

樋口 巧
阿部 和久

4 任期 平成27年7月7日から平成28年4月18日

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社